

飯田市「みんなで子育てナビ」協働発行业務仕様書

1 事業概要

飯田市では、妊娠期から未就学のお子さんを育てるご家庭へ、子育てに関する情報を分かりやすく提供することを目的として、民間事業者と協働で冊子「みんなで子育てナビ」（以下「子育てナビ」という。）を発行する。なお、これまで作成・配布してきた「子育てナビ」「パパナビ」「まご手帳」の3種類の冊子を1冊に集約して作成・配布する。

2 業務内容等

(1) 業務内容

- ①本市が提供する情報の子育てナビ掲載
- ②広告の募集及び子育てナビへの広告掲載
- ③子育てナビのデザイン、レイアウト等の作成と編集
- ④子育てナビの印刷製本及び納品（広告主への冊子配布を含む）
- ⑤飯田市公式ウェブサイト掲載用の電子データ作成（PDF 形式）と提供

(2) 子育てナビの規格

下表の記載内容を基本とするが、協議のうえ詳細を決定する。

冊子名	みんなで子育てナビ
発行部数	1500 部（広告主配布分を除く）
発行頻度	年 1 回
サイズ	A 5 判縦（無線綴じ、横書き、左開き）
紙質	表紙：協議のうえ決定 本文：同上
刷色	全ページフルカラー
ページ数	表紙 4 ページ＋本文 120 ページ程度 ※広告を含む

(3) 子育てナビの主な掲載内容

①本市が提供する情報【参考】

現在の子育てナビ・パパナビ・まご手帳は飯田市公式ウェブサイト参照のこと

URL : <https://www.city.iida.lg.jp/site/kosodate/kosodatenavi-31.html>

ページID : 0073000

内容	項目 1	項目 2
子育てナビ		はじめに
	妊娠・出産	妊娠から出産まで
		飯田下伊那の産科医療体制
		飯田下伊那の助産院
		産前産後支援事業
		妊婦さん向け講座
		授乳・育児相談

		産後ケア事業
	すこやかな成長のために	乳幼児健診
		離乳食講座
		かかりつけ医を持ちましょう
		予防接種を受けましょう
		夜間・休日の急病は
		救急車の呼び方
		おうちの危険箇所
		防災ってなに？
	みんなで子育て	地域とつながる
		乳幼児学級
		本との出会い
		こども家庭センター相談窓口
		子育てつどいの広場
		子育てサークル
	子育てサポート	ひとりで悩まないで
		知っておくと便利な制度と手当
		ながの子育て家庭優待パスポート
		こどもを預けたいとき
		保育所・認定こども園・地域型保育施設・認可外保育施設
		こども誰でも通園制度
		不妊・不育症相談
	公園&おでかけガイド	こどもと一緒におでかけしよう
		飯田ならではのイベントに行ってみよう
		飯田市の情報をチェック！
		地域の活動に参加してみよう
		お祝い事
		緊急連絡先
		育児・介護休業法
パパナビ		はじめに
		パパだからできる 10 のこと
	妊娠期	妊娠初期～中期
		妊娠後期～出産
		出産～1 か月
		生後 2 か月～3 か月
		生後 4 か月～6 か月
		生後 7 か月～9 か月

		生後 10 か月～11 か月
	1 歳	
	2 歳	
		パパこんなこと頑張ってます！
		先輩パパからメッセージ
		ママが元気になる方法
まご手帳		家族からのメッセージ
		いまだきの子育て基礎知識
		いまだきの子育て情報
		こどもにとって危険なこと
		いっしょに遊ぼう！
		いっしょにお出かけ

②広告

後述「6 広告掲載要件」を参照のこと。

(4) 校正回数

4 回

(5) 納品（冊子と PDF データ）

①期限 令和 9 年 3 月 31 日

②場所 飯田市こども未来健康部こども課

3 業務期間

協定締結日から令和 9 年 3 月 31 日

ただし、子育てナビ配布後、事業者が募集し掲載した広告内容に起因する苦情等については、事業者においてこれに対応するものとする。

4 事業経費

本事業における企画、編集、印刷製本、納品及び広告募集にかかるすべての費用は事業者が負担し、市は一切の費用を負担しない。また、事業者は、広告主の応募がない場合も、自らの責任において本事業を履行すること。

5 業務分担

(1) 市は、子育てナビの作成に必要な情報（前年度版の冊子）を事業者に提供する。

(2) 事業者は、子育てナビの企画、デザイン及びレイアウト等の編集、印刷製本、納品及び広告募集に関する業務を行う。なお、企画、デザイン及びレイアウト等の編集、印刷製本を除く業務を協力会社に委託する場合は、業務分担を明確にすること。

(3) 広告募集については、事業者の責任において行うものとし、市は募集の同行等の協力は一切行わないものとする。

(4) 発行・発行後に関する責任

- ① 市は、事業者の責任に帰する理由により、発行に支障が生じた場合は、発行を中止することができる。なお、中止のために要する費用は、事業者が負担するものとする。
- ② 事業者は、子育てナビ納品後および配布期間中においては、落丁や乱丁などの差し替え要望に対応すること。
- ③ 事業者と市は、子育てナビの発行により第三者から苦情等が生じた場合は、直ちに問題解決のために対応するものとする。
- ④ 事業者に提供した情報に関する苦情等は、市が責任を負うものとする。
- ⑤ 事業者が募集し掲載した広告内容及び広告募集活動等に起因する苦情等については、事業者においてこれに対応すること。
- ⑥ 広告の内容が、関係法令に違反している場合、子育てナビに相応しくないと市が判断し、広告内容の修正もしくは削除を市が指示した場合は、事業者は、無償かつ速やかにこれに従うこと。この場合において、広告主に対し損害賠償の補償等を行う必要が生じたときは、事業者の責任と負担において対応すること。

6 広告掲載要件

- (1) 広告の内容は、飯田市広告審査委員会要綱（平成 22 年 4 月 1 日告示第 38 号）第 7 条（広告の掲載基準）を遵守すること。
- (2) 広告内容は、子育てというライフイベントに関するもの、子育て情報の特性に合わせたものとすることが望ましい。
- (3) 事業者は、掲載しようとするすべての広告内容について、事前に原案を市に提出し承認を得ること。
- (4) 全紙面に対する広告の割合は概ね 30%以内とすること。
- (5) 広告には、広告である旨を必ず明記するほか、掲載する広告の商品、広告主等を市が推奨していると解されるような記載はしないこと。
- (6) 表紙及び裏表紙には広告は掲載しないこと。

7 留意事項

- (1) 掲載内容、デザイン、レイアウトについては、市と協議のうえ決定すること。
- (2) 広告部分を除いた本文中の行政情報に関する著作権は、市に帰属する。
- (3) 当該事業において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本事業終了後も同様とする。
- (4) 協定締結後に、本事業の運用に疑義が生じた場合は、市と事業者双方で協議を行うものとする。